

防運運第2317号
18.3.27
一部改正：防運事第7425号
18.7.31
一部改正：防運事第4224号
20.4.1
一部改正：防運事第10626号
20.9.9
一部改正：防運事第9244号
21.7.31
一部改正：防運事第7849号
26.5.30

長官官房長
各局長
各防衛参事官殿
各幕僚長
情報本部長

事務次官

中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領について（通達）

今般、陸上、海上及び航空自衛隊の統合運用体制への移行に伴い、中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領について、統合運用体制を踏まえ別紙のとおり新しく定められたので、相互に緊密に協力し、その運営に遺漏なきを期されたい。

なお、中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領について（防運運第2906号。12.4.28）は廃止する。

添付書類：別紙

中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、中央指揮所（中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令（昭和59年防衛庁訓令第6号）第2条第1号に規定する中央指揮所をいう。以下同じ。）において自衛隊の行動等に関して防衛大臣が行う指揮監督、これについての防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官、大臣官房長、各局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長（以下「主要補佐者」という。）が、それぞれ法律の規定するところにより行う補佐業務並びに防衛会議の審議の迅速かつ的確な実施を支援するための活動であって、中央指揮所において行うものに関し必要な事項を定めるものとする。

2 関係機関の協力

内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部は、中央指揮所における指揮支援の円滑かつ効果的な実施が確保できるよう、緊密に協力しなければならない。

第2 運用

1 監視チームの設置

(1) 中央監視チームの設置及び業務

① 防衛政策局長、運用企画局長、経理装備局長及び統合幕僚長は、それぞれの指揮下の要員により構成される監視組織を設置し、中央指揮所において、常時、次に掲げる業務を行わせる。

ア 自衛隊の部隊等の運用状況の把握、整理及び主要補佐者への提供

イ 自らが収集し、又は、自衛隊の部隊等を通じて収集される情報のうち自衛隊の行動等に係る情報の常続的監視及び整理

ウ 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長並びに情報本部長が設置するそれぞれの組織の要員により構成される監視チーム（以下「各幕等監視チーム」という。）を通じて収集される情報のうち自衛隊の行動等に係る情報の常続的監視及び整理

エ イ及びウに規定する情報の主要補佐者への提供

オ 自衛隊の行動等に関する事項の防衛大臣への報告

- ② 運用企画局長の指定する大臣官房審議官は、中央指揮所において、この号の①に掲げる業務を行うものとする。

(2) 各幕等監視チームの設置及び業務

陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長並びに情報本部長は各幕等監視チームを設置し、中央指揮所において、常時、次に掲げる業務を行わせる。

ア 自らが収集し、又は、自衛隊の部隊等を通じて収集される情報のうち自衛隊の行動等に係る情報の常続的監視及び整理

イ アに規定する情報の主要補佐者への提供

ウ 中央監視チームに対するアに掲げる情報の提供

2 緊急事態対処調整グループの設置

自衛隊の行動等に係る事態であって緊急な対応が必要と認めるものが発生した場合又は発生するおそれがある場合には、事務次官は、必要に応じ、中央指揮所内に内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部の要員により構成され、部隊等の行動等に関し、必要な状況の把握のほか、対処方針案の立案、計画・命令案の作成、その他の補佐業務の総合調整、その他必要と認められる業務を実施する緊急事態対処調整グループを設置するものとする。

3 監視チームの運営等についての定め

- (1) 中央監視チーム及び各幕等監視チーム並びに緊急事態対処調整グループの運営その他必要な事項は、別に定める。
- (2) 中央指揮所において、各幕等監視チームから中央監視チームに提供される自衛隊の行動等に係る情報の具体的範囲、提供等に関する取扱要領等については、別に定める

第3 その他

- (1) この要領は、平成18年3月27日から施行する。
- (2) この要領は、その実施状況に照らして、適宜見直しを行うものとする。